

機関番号： 17501  
研究種目： 基盤研究(C)  
研究期間： 2008～2010  
課題番号： 20530508  
研究課題名（和文） ソーシャルワーカーの「主体性」に関する実証的研究  
～「実践の科学化」を目指して  
研究課題名（英文） An Empirical Study of “Self-Direction” of Social Workers ;  
with the perspective of “Scientific Analysis” of the Practice.  
研究代表者  
衣笠 一茂 (kinugasa kazushige)  
大分大学・教育福祉科学部・教授  
研究者番号： 50321279

## 研究成果の概要（和文）：

本研究は、自立し、自己決定出来ないクライアントを対象とする、ソーシャルワーク実践の主体性について、実証的に研究したものである。既存の論理に批判的に検討を加え、「自立できない」個人の尊厳を見出そうとする新しいソーシャルワークの実践のあり方を「実践の科学化」という機能的な方法論を持って明らかにしようとしたものである。

回復期リハビリテーション病棟におけるソーシャルワーク実践を対象とした質的調査研究の結果、患者やクライアントの「自己決定」に依拠できない状況の下において、ソーシャルワーカーが自身の援助の判断の根拠としているのは、自己決定できず、物言えぬ「クライアント」と、彼らを取り巻く家族に代表される「他者」との間にある、「関係性構築」の原理であることが析出された。ソーシャルワーカーは、クライアントが決定できず、判断を表現できない、その意味において近代市民社会における「主体」の位置を喪失したものであったとしても、彼らの存在を「承認し、肯定する」ような、「他者」との関係を媒介してゆく。その上で、彼らの存在の「意味」を軸心にした、クライアントと他者とが「向き合い受け入れる」ような関係性の構築に向けて、自らが関係性の「媒介者」として機能するような、「関係性構築の原理」に基づいた援助を実践してゆくのである。

このような実践は、既存の社会構造において「主体」としての位置を剥奪されたものにも「尊厳」を保障しようとする、「新たな社会関係を開拓する社会的実践」として、ソーシャルワークが招請される新しい可能性を示しているものと考えられる。しかし、こうした「主体の位置を剥奪されたもの」になぜ「尊厳」を担保しうるのか、その論理的根拠＝価値基盤を論究する知的営為が、今後の研究課題として示された。

## 研究成果の概要（英文）：

This study aims to find the new possibility of social work practice, which confront to the clients who cannot make a “self-determination.” This study plans qualitative research analysis for social work practice in Rehabilitation Hospital, to find the “way of decision making” of the clients. After the research in the hospital, we can find the new “principle” of the practice which can override the limits of the rhetoric in the discussion of client’s self-determination. The new principle focuses on the “relationship” between the clients and others, like family members, to make positive and acceptable relationship for the clients who cannot make a self-determination is one of the important tasks of rehabilitation social worker, and it will take the practice to the new era of the social work.

But after this kind of discussion, the problem that “why we social worker could secure the dignity for the person who cannot make self-determination, who are lack of self direction as the obligation for individuals in modern society, still remain. So next discussion will be needed to find the logic of the fundamental value of the social work practice which hope to secure the dignity for “all (including the person who cannot make self-determination)” persons.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：ソーシャルワーク 自己決定 近代性の構造 実践の科学化 関係性構築の原理

1. 研究開始当初の背景

社会的弱者を支援するソーシャルワークの実践は、自立し自己決定できる個人へと陶冶することで個人の尊厳を担保する、という論理を採用してきた。しかし現代社会では、認知症や知的・精神障がいなど、自立し、自己決定出来る個人となることを援助するだけでは、対応できない事態が生じてきている。「自立し、自己決定できる個人」の主体性を援助する、という従来のソーシャルワークの言説だけでは、対応できない事態が生じてきている中で、ソーシャルワーク理論には「個人の尊厳の尊重」を具象化する、新たな価値と原理の論理体系を構築する知的営為が求められていると考える。

2. 研究の目的

以上のような基本的な理解を踏まえ、本研究は、自己決定できない(と思われる)人々、あるいはさまざまな行為者間で決定が衝突するが故にクライアントの自己決定を尊重するだけでは解決できないと思われる事例、を支援するソーシャルワーカーの実践の中から、従来の「クライアントの自己決定の尊重による個人の尊厳の担保」という言説を超える、ソーシャルワークの原理と価値の理論構築を目的としている。

別稿(衣笠, 2009)で述べたように、筆者は「自己決定」という概念をあるべき原理としてあらかじめ措定しておいて、その上で「自己決定できる個人」の実現に向けた方法・技術的な理論構築を行うという今日的なソーシャルワークの関心や議論の方向性だけでは、もはや対応できない現実があると考えている。その上で、こうした現実の矛盾を解決し、ソーシャルワークが目的とする「すべての人々の尊厳の尊重 respect for the dignity all persons」や「社会正義・公正 social justice」の実現ために、どのような価値と原理の理論構造が必要かを論究

する知的営為が必要であると構想する。

本研究はこのような関心のもと、「実践の科学化」を意図して報告者が行った回復期リハビリテーション病棟(以下回復期病棟)におけるソーシャルワーク実践の質的調査についての分析をもとに、ソーシャルワークの「主体性」を担保する価値理論の基盤を構築することを研究の目的としている。とくに実証研究から析出された3つのカテゴリー・グループが内包している意味と、生成された中核カテゴリーの意味について詳述するとともに、「自己決定」を止揚しつつ新たな原理と価値を見出すためには、この調査結果から何を考察する必要があるのか、その論究の課題を明示することを目的とする

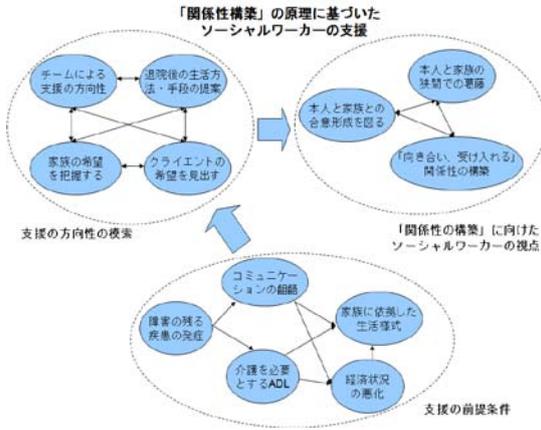
3. 研究の方法

本研究の目的と照らし合わせ、調査研究方法として質的研究を採用するとともに、さまざまな質的研究アプローチの中から、Flick, U. (1995=2002)の提唱する「構造主義的アプローチ」を選択した。このアプローチの方法論に則って、調査対象機関として回復期病棟を選択し、調査対象者として1名の適切なソーシャルワーカーを選定して、「クライアントの自己決定に依拠できない事例」または「多様な行為者間で決定が衝突し、葛藤を引き起こした事例」についてのエピソード・インタビューを行い、最初のオープン・コーディングを行った。

その後、理論的コード化の手続きが要求する「継続的比較法」によって、同じ病棟のソーシャルワーカー3名にインタビューを行い、コーディングと継続比較分析を展開した。最終的には4病棟・15人のソーシャルワーカーに対して、18例のインタビューによるデータ収集と分析を継続して行い、その結果理論的飽和化が達成されたと判断して調査を終了した。

#### 4. 研究成果

調査研究方法論の検討に基づいて行った調査の結果、「自己決定」が機能しない状況の下で実践を行っているソーシャルワーカーが依拠しているのは、クライアントと彼や彼女をとりまく人々との「関係性構築の原理」であることが析出された(図参照)。



「関係性構築」に基づいた意思決定モデル-事例コードマトリックス

事例	障害が残る疾患の発症	介護を必要とするADL	コミュニケーションの絶縁	経済状況の悪化	家族に依頼した生活様式	クライアントの希望を見出す	チームによる支援の方向性	退院後の生活のあり方	本人と家族との合意形成を図る	「向き合い、受け入れる」関係性の構築
事例1	重度の外傷による脳脊髄損傷	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例2	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例3	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例4	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例5	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例6	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例7	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例8	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例9	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例10	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例11	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例12	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例13	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例14	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例15	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例16	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例17	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							
事例18	脳出血	ADLの大部分が家族による介助を必要とする	家族に代わってADLの大部分を家族が担当する							

事例・コードマトリックス(佐藤、2008を参照)には、オープン・コーディングによって見出された18事例のコードセットと、そこから軸足コーディングによって練り上げられた12個の категорияが配置された。そして、これらのカテゴリの相互関係をダイアグラムによって図式化し、選択的コーディングを行い中核カテゴリを生成した。

生成されたカテゴリは、大別して3つのグループを形成している。まず「支援の前提条件」のカテゴリ・グループは、回復期病棟に入院してソーシャルワーク援助を必要とするクライアントに共通する条件である。これらの条件に基づいて、ソーシャルワーカーは2つ目のカテゴリ・グループを形成する「支援の方向性の模索」をさまざまな行為者との相互作用の中から行き、退院後の生活のあり方に向けたアジェンダを提案してゆく中で、判断・決定できない「本人」と、彼や彼女に代わって生活の方向性を設定してゆく「家族」との間にある関係性に注目する。

そして3つ目のカテゴリ・グループに見られるように、多様な行為者間の中で、クライアントの「自己決定」と衝突する「決定」に翻弄されながら、なおもその行為者間の相互作用のあり方に注目し、最終的に家族がクライアントと向き合い、その存在を肯定的に受容してゆく(それは単に在宅復帰だけを意味するものではない)ような「関係性の構築」をめざした支援を展開してゆく。すなわち、ソーシャルワーカーは、患者やクライアントが「自立し、自己決定できない」、その意味において近代市民社会における尊厳や権利の「主体」としての位置を獲得できない存在であったとしても、その存在を承認し、肯定するような「社会関係の構築」にむけた実践を展開してゆくのである。

#### 【今後の研究課題】

このような「関係性構築の原理」は、原則として「個人」に価値をおく近代市民社会の構造において、新たな主体を鼎立する可能性を秘めた社会的実践としてのソーシャルワークの「主体性」を担保する新たな論理構造を内包していると考えられる。しかし、「自立し、自己決定する」ことを主体の義務とする近代性の構造に於いて、なぜ「決定できない存在」の尊厳や権利を守ることができるのか、その論理的な基盤はまだ解明されていない。

従って、今後の研究課題として、こうした「関係性構築の原理」に基づいたソーシャルワークの実践が、いかなる社会的な価値基盤に依拠しているのか、その原理と価値の論理構造を論究してゆくことが求められる。個人の持つ能力や自立という概念に依拠せず、「関係性の構築」という原理と実践が、なぜ近代市民社会に於いて招請されるのか。この「関係の価値」に基づいた主体論を基盤とした価値理論の構築が、今後の本研究の論究課題となると考える。

以上

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計2件)

- ① 衣笠一茂「ソーシャルワークの『価値』の理論構造についての一考察 ～「自己決定の原理」が持つ構造的問題に焦点を当てて」  
『社会福祉学』49/4, 2009年、pp.14～26、査読有り。
- ② 衣笠一茂「ソーシャルワークの『価値』の分析に向けた実証研究のあり方についての一考察 ～『実践の科学化』への関心に基づいた質的研究アプローチの検討」『紀要』12号大分大学大学院福祉社会科学研究科、2009年、pp.19～36  
査読有り。

[学会発表] (計2件)

- ① 衣笠一茂「大阪府社会福祉協議会『社会貢献事業』の効果検証についての研究(その1)」、日本地域福祉学会第24回全国大会、2010年6月13日、敬和学園大学(新潟県)
- ② 衣笠一茂「ソーシャルワークの『主体性』に関する実証研究 -回復期リハビリテーション病棟におけるソーシャルワーク実践への質的研究を通して-」、日本社会福祉学会第57回大会、2009年10月11日、法政大学(東京都)

[図書] (計2件)

- ① 岡本民夫編著『新しいソーシャルワークの展開』ミネルヴァ書房、2010。  
(全頁数255頁、担当部分「ソーシャルワークの『意味』を読み解く試み」:pp.234～247)
- ② 白澤政和編著『人間の尊厳と自立』  
(全頁数186頁、担当部分「第五章 自立の意味」pp.92～124)

[その他]

- ① 研究報告書を出版(2011年3月)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

衣笠 一茂 (kinugasa kazushige)  
大分大学・教育福祉科学部・教授  
研究者番号：50321279